

接続約款変更届出書

令和8年2月27日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7529

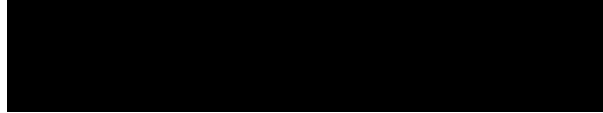
住 所 とうきょうとみなとくかいがんにっちょうめ ばん ごう
東京都港区海岸一丁目7番1号

氏 名 わ いや れ す し て い ぶ ら ん に ん ぐ か ぶ し き が い し ゃ
Wireless City Planning 株式会社
だ い ひ ゃ う と り し ま り や く し ゃ ち ゃ う け ん しーいーおー つくだ ひでゆき
代表取締役社長 兼 CEO 佃 英幸

登録年月日及び登録番号

平成22年12月1日 第342号

連絡先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和8年3月6日
------	----------

別紙

当社接続約款第4条第1項で準用する特定事業者の接続約款の規定を別添のとおり変更します。

参考(当社接続約款第4条)

(特定事業者が定める接続約款の準用)

第4条 当社の第2種指定電気通信設備と他事業者の接続に関し、接続料、接続条件及び当社の第2種指定電気通信設備との接続を円滑に行うための条件については、この約款に特段の定めがない限り、特定事業者が定める電気通信事業法第34条第2項に基づく接続約款(以下「特定事業者接続約款」)の規定を準用します。

2 前項の定める特定事業者接続約款の規定の準用において、特定事業者接続約款の別表1はこの約款の別表1に、特定事業者接続約款の別表2は、この約款の別表2に定めるとおりとします。

(SB)接続約款新旧対照表

別添

新					旧					
料金表					料金表					
第1表 接続料金					第1表 接続料金					
第1 網使用料 (略)					第1 網使用料 (略)					
第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料					第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料					
1 適用 (略)					1 適用 (略)					
2 料金額					2 料金額					
区分	適用対象期間	単位	料金額	備考	区分	適用対象期間	単位	料金額	備考	
(1) 直収パケット接続機能(L2接続)	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	(略)	
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)	
	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	(略)	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	
		(イ) (略)	(略)	(略)	(イ) (略)			(略)	(略)	
	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの		<u>97,448円</u>	月額	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの		<u>102,418円</u>	(略)
		(イ) 10Mbpsを 超え1Mbpsごとに		<u>9,744円</u>	月額			(イ) 10Mbpsを 超え1Mbpsごとに		<u>10,241円</u>
	令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの		<u>96,298円</u>	月額	令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbpsのもの		<u>99,951円</u>	月額
		(イ) 10Mbpsを 超え1Mbpsごとに		<u>9,629円</u>	月額			(イ) 10Mbpsを 超え1Mbpsごとに		<u>9,995円</u>
	<u>令和10年4月1日から令和11年3月31日ま</u>		(ア) 10Mbpsのもの	<u>90,542円</u>	月額	<u>(新設)</u>		(新設)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	<u>での間に限り適用します。</u>	<u>(イ) 10Mbps を 超え 1Mbps ごと に</u>	<u>9,054 円</u>	<u>月額</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(2) 5G(NSA 方式)直取パケット 接続機能(L2 接続)	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)	(2) 5G(NSA 方式)直取パケット 接続機能(L2 接続)	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)		令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) (略)	(略)	(略)
		(イ) (略)	(略)	(略)			(イ) (略)	(略)	(略)
	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	<u>97,448 円</u>	月額		令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	<u>102,418 円</u>	(略)
		(イ) 10Mbps を超え 1Mbps ごとに	<u>9,744 円</u>	月額			(イ) 10Mbps を超え 1Mbps ごとに	<u>10,241 円</u>	(略)
	令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	<u>96,298 円</u>	月額		令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	<u>99,951 円</u>	月額
		(イ) 10Mbps を超え 1Mbps ごとに	<u>9,629 円</u>	月額			(イ) 10Mbps を超え 1Mbps ごとに	<u>9,995 円</u>	月額
	<u>令和 10 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。</u>	<u>(ア) 10Mbps のもの</u>	<u>90,542 円</u>	<u>月額</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		<u>(イ) 10Mbps を超え 1Mbps ごとに</u>	<u>9,054 円</u>	<u>月額</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(3) MVNO 回線 管理機能	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)	(3) MVNO 回線 管理機能	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)
	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(略)	(略)	(略)			令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	(略)	(略)

	間に限り適用します。								
	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	<u>85円</u>	(略)		令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	<u>87円</u>	(略)
	令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	<u>82円</u>	月額		令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	<u>85円</u>	月額
	<u>令和10年4月1日から令和11年3月31日までの間に限り適用します。</u>	<u>1契約者回線ごとに</u>	<u>77円</u>	<u>月額</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<p>附則 (略)</p> <p><u>附 則(令和8年2月27日 MKS2602250006550001)</u> (実施期日)</p> <p><u>この改正規定は、令和8年3月6日から実施します。</u></p>					<p>附則 (略)</p>				